

株式会社黒木工務店

認定番号：20048

新規認定日：令和2年11月13日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、17項目達成！

I 実現に向けての手法・工夫

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 生産性向上の取組み | ・従業員向けの研修制度がある |
| | ・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある |
| 従業員へのアプローチ | ・働き方改革に係る制度、事業等の説明会を開催している |
| | ・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある |

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

| | |
|-------------------|---|
| 正規雇用労働者の増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・直近の正規雇用労働者の数【ア】が、3年前の正規雇用労働者の数【イ】と比較して5%以上増加している。 ・申請日における正規雇用労働者の数が、上記【ア】の正規雇用労働者の数を下回っていない。 |
| 働き方改革に対応した人事評価・処遇 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある |

(2) 長時間労働の是正

| | |
|-------------|---|
| 長時間労働の削減 | ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている |
| | ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している |
| 年次有給休暇取得の促進 | ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある |
| | ・労働者の休暇取得状況を把握している |
| 業務改善の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議時間の見直し |

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

| | |
|--------------|---|
| 治療と仕事の両立の支援 | ・試し出勤制度がある |
| 介護と仕事の両立の支援 | ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある |
| | ・申請日前3年間に、家族の介護を理由として退職した正規雇用の労働者がいない |
| 子育てと仕事の両立の支援 | ・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある |

(4) ダイバーシティの推進

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 若者が働きやすい環境整備 | ・若者の定着を支援する制度がある |
| | ・直近の3事業年度の新規学卒等採用者である正社員の離職率が20%以下である |

〈ひとことコメント〉

弊社は、昭和3年に創業以来、今年で92周年を迎えた総合建設業の会社です。誠実・信用・感謝を信念として様々な時代の波を乗り越えて福岡の発展と共に成長を遂げてきました。

すでに人手不足に直面している中で働き方改革を通して、生産性の向上を目指し社員が長く勤められるように、また求職者等が入社したいと思えるような魅力ある会社になるよう努め建設業界の発展に寄与していきたいと思っています。



▲90周年記念式典



▲慰安旅行